

○那賀町ホームページ広告掲載取扱要領

平成23年6月1日

訓令第2号

(趣旨)

第1条 この要領は、那賀町広告掲載要綱（平成23年那賀町告示第9号。以下「広告掲載要綱」という。）に定めるもののほか、那賀町がインターネット上に公開・管理している那賀町ホームページ（以下「町ホームページ」という。）への有料広告の掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 町ホームページに掲載できる広告の種類は、バナー広告（ホームページ上に表示される帯状の広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。以下「広告」という。）とする。

(広告の規格及びデザイン)

第3条 広告の規格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 画面表示は、縦40ピクセル、横170ピクセルとする
- (2) データの形式はG I F若しくはJ P E G形式とし、容量は100キロバイト以内とする
- 2 広告のデザインは、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。
 - (1) 町の事業であると誤解されるおそれがあるもの
 - (2) 町又は町ホームページのイメージを損なうおそれがあるもの
 - (3) 画像を切り替える場合は、切り替わる間隔が2秒未満であるもの
 - (4) 同一画像が点滅するもの
 - (5) コントラストの強い画像の反転表示が反復するもの

(広告の掲載位置及び掲載枠数)

第4条 町ホームページへの広告の掲載位置及び掲載枠数は、町長が別に定める。

(広告掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、1月を単位とし、最大12月連続して掲載することができる。

(広告掲載の募集)

第6条 広告掲載の募集は、公募によるものとし、募集方法は、掲載枠数の空きが生じた時点で、随時、町ホームページ及び広報なかにより行うものとする。

(広告掲載の申込み及び決定)

第7条 町ホームページに広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、那賀町ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）に必要な事項を記入し、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申込みがあったときは内容を審査し、掲載の可否を決定したときは、那賀町ホームページ広告掲載・不掲載決定通知書（様式第2号）により、申込

者に通知するものとする。

3 前項により決定した内容に対して、異議申し立てはできないものとする。

(広告掲載内容の変更及び削除)

第8条 前条第2項により、広告掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)が広告掲載内容を変更しようとする場合、又は広告掲載を削除しようとする場合は、那賀町ホームページ広告掲載内容変更・削除届書(様式第3号)に必要な事項を記入し、速やかに町長に提出しなければならない。

(広告掲載の優先順位)

第9条 応募のあった広告の数が、第4条に規定する掲載枠数を超えた場合は、次の順位で決定する。なお、同順位のものがある場合は、掲載希望した月数が多いものを優先する。

- (1) 優先順位1位 公社、公団、公益法人その他これに類するもの
- (2) 優先順位2位 公益的な事業を行う企業で、町内に事業所等を有するもの
- (3) 優先順位3位 前2号に規定するもの以外の企業又は自営業者で、町内に事業所等を有するもの
- (4) 優先順位4位 前3号に規定するもの以外のもの

(広告掲載料)

第10条 広告掲載料は、次のとおりとする。

事業所の所在地	月 額	年 額 ※
那賀町内に事業所を有する者	4,000 円	40,000 円
那賀町外に事業所を有する者	8,000 円	80,000 円

※12ヶ月分として一括申込みいただいた場合

- 2 広告主は、町長が指定する期日までに、前項の広告掲載料を納入しなければならない。
- 3 2月以上連続して広告を掲載する場合は、当該掲載期間に係る広告掲載料を一括して納入しなければならない。

(広告原稿の作成)

第11条 広告主は、広告の原稿を町が指定する記録媒体により、町長が指定する期日までに提出しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第12条 町長は、広告掲載要綱第7条の規定による広告掲載の取消しを決定したときは、那賀町ホームページ広告掲載取消通知書(様式第4号)により、広告主に通知するものとする。

(免責事項)

第13条 広告主は、次に掲げる事由により広告の掲載が一定期間停止する場合にあっては、当該停止に係る料金の返還、損害の補償を町に請求できないものとする。

- (1) 町のサーバ、ソフトウェア、通信回線等の点検、修理、補修、改良等に伴う停止
- (2) 町ホームページの変更作業に伴う停止

(3) 火災，地震，水害及び落雷等の天災，第三者によるサーバその他町のコンピュータへの不正アクセス，日本国内における戦争等の有事に起因するサーバ又は通信回線等の事故及び障害による停止

(補則)

第14条 この要領に定めるもののほか，町ホームページへの広告の掲載について必要な事項は，町長が別に定める。

附 則

この要領は，平成23年6月1日から施行する。